（その１）

収支報告書

令和元年分
（　　開催分）

（ふりがな）　かんなおとをしえんするべんりしゆうしのかい

1 政治団体の名称　菅直人を支援する弁理士有志の会

2 主たる事務所の所在地　東京都新宿区新宿1-13-1
大橋御苑駅ビル別館3F 平山国際特許事務所内

3 代表者の氏名　(姓) 後藤　(名) 政喜

4 会計責任者の氏名　(姓) 後藤　(名) 政喜

事務担当者の氏名　(姓) 菅　(名) 源太郎
(電話) 03-3508-7323
(電話)
(電話)

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
□ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名　(姓)　(名)

国会議員関係政治団体の区分
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　(姓) 菅　(名) 直人
公職の種類（現職・候補者の別）（現職）衆議院議員
公職の候補者の氏名（２人目）　(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）
公職の候補者の氏名（３人目）　(姓)　(名)
公職の種類（現職・候補者の別）

受付	審査	確認
	レ	
消込	パンチ	照合
済		

6009 号
2.1.31
東京都選挙管理委員会
事務局

100370

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

(その2)

収　支　の　状　況

1　収支の総括表

収　入　総　額	2,689,585
（前年からの繰越額）	1,469,584
（本年の収入額）	1,220,001
支　出　総　額	312,964
翌年への繰越額	2,376,621

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	1,220,000	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	1,220,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	1,220,000	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘　　要	金　　額	備　　考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	1	
	合　　計	1	

(その7)

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	奥貫　佐知子	20,000	R1/7/1	東京都足立区日ノ出町20-5	弁理士	
2	小野　尚純	40,000	R1/7/1	東京都港区西新橋3-5-2 西新橋第一法規ﾋﾞﾙ 愛宕綜合特許事務所	弁理士	
3	武田　明広	20,000	R1/7/1	東京都千代田区岩本町1-12-1-2F KM千代田ﾋﾞﾙ 武田国際特許事務所	弁理士	
4	安原　正義	20,000	R1/7/1	東京都国立市東1-2-17	弁理士	
5	樺澤　聡	20,000	R1/7/2	東京都東村山市多摩湖町3-8-16	弁理士	
6	鈴木　一永	20,000	R1/7/2	東京都世田谷区千歳台6-12-20-402	弁理士	
7	吉田　研二	20,000	R1/7/2	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-15-1	弁理士	
8	石田　俊男	20,000	R1/7/3	大阪府大阪市中央区和泉町1-3-14	弁理士	
9	滝田　清暉	20,000	R1/7/3	東京都新宿区歌舞伎町2-41-12-7F 岡埜ﾋﾞﾙ IP国際技術特許事務所	弁理士	
10	永井　義久	20,000	R1/7/3	千葉県船橋市三山8-8-5	弁理士	
11	服部　修一	20,000	R1/7/3	東京都調布市深大寺東町6-23-15	弁理士	
12	深見　久郎	20,000	R1/7/3	大阪府吹田市高野台3-9-16	弁理士	
13	浅村　皓	200,000	R1/7/4	東京都杉並区高井戸西2-7-7	弁理士	
14	菊池　新一	20,000	R1/7/5	神奈川県鎌倉市今泉台1-6-8	弁理士	
15	原島　典孝	20,000	R1/7/5	神奈川県川崎市宮前区土橋3-13-13	弁理士	
	この頁の小計	500,000				

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
16	小林　純子	40,000	R1/7/8	東京都新宿区富久町15-1-3611	弁理士	
17	大西　正悟	20,000	R1/7/9	埼玉県川越市伊勢原町1-20-2	弁理士	
18	神谷　牧	40,000	R1/7/10	静岡県磐田市中泉2468-1	弁理士	
19	杉本　勝徳	100,000	R1/7/12	奈良県奈良市百楽園1-9-8-11	弁理士	
20	加藤　朝道	50,000	R1/7/19	神奈川県横浜市港北区新横浜2-17-19 AR新横浜ﾋﾞﾙﾃﾞｨﾝｸﾞ7階 加藤内外特許事務所	弁理士	
21	小谷　悦司	60,000	R1/7/19	大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ﾋﾞﾙ2F	弁理士	
22	國分　孝悦	20,000	R1/7/22	東京都武蔵野市吉祥寺東町1-6-18	弁理士	
23	染谷　伸一	20,000	R1/7/22	千葉県松戸市上本郷3320	弁理士	
24	松本　昂	20,000	R1/7/24	東京都港区赤坂6-4-10赤坂ZENﾋﾞﾙ3階	弁理士	
25	竹中　一宣	20,000	R1/7/25	愛知県名古屋市緑区鳴海町字姥子山185-3 ﾊﾟﾋﾞﾘｵﾝ東ヶ丘A401	弁理士	
26	清水　徹男	20,000	R1/7/30	東京都小金井市前原町1-6-8	弁理士	
27	井出　正威	40,000	R1/7/31	東京都千代田区五番町3-1-9F 五番町ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾋﾞﾙ	弁理士	
28	野本　陽一	20,000	R1/8/2	東京都世田谷区中町1-22-10	弁理士	
29	右田　登志男	20,000	R1/9/2	東京都武蔵野市境南町1-16-6	弁理士	
	この頁の小計	490,000				

(その７)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
30	稲木　次之	30,000	R1/11/21	東京都東久留米市南沢2-4-2	弁理士	
31	丹羽　宏之	20,000	R1/12/9	神奈川県逗子市逗子7-3-41-204	弁理士	
32						
	この頁の小計	50,000				
	その他の寄附	180,000				
	合計	1,220,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	0	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	236,735	0	
小計	236,735	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	76,229	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	76,229	0	
合計	312,964		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		４．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	報酬料	108,000	H31/3/22	荒舩卓也	東京都新宿区四谷坂町10-11-404	
2	業務委託費	120,000	R1/12/25	菅直人を応援する会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	228,000				
	その他の支出	8,735				
	合計	236,735				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					行事・会議費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会合費	35,046	R1/6/11	(一財)商工会館	東京都千代田区霞が関3-4-2	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	35,046				
	その他の支出	0				
	合計	35,046				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	郵送料金	34,358	R1/6/28	日本郵便㈱	東京都千代田区大手町2-3-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	34,358				
	その他の支出	6,825				
	合計	41,183				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年　1月　24日

政治団体の名称　菅直人を支援する弁理士有志の会

会計責任者の氏名　後藤　　政喜

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和２年１月24日

菅直人を支援する弁理士有志の会
代表　後藤　政喜　殿

登録政治資金監査人　荒船卓
登　録　番　号　第　1572　号
研修修了年月日　平成21年5月25日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第１項の規定に基づき、菅直人を支援する弁理士有志の会の令和元年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書ついて、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、菅直人を支援する弁理士有志の会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第19条の13第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

菅直人を支援する弁理士有志の会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、菅直人を支援する弁理士有志の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上